

社会福祉法人 純生喜伯会
個人情報保護方針

法人は、事業を実施するにあたり、利用者をはじめとする多数の個人情報をお預かりし利用するにあたり、自らの社会的責任を認識し、将来にわたって利用者をはじめとする関係者の大切な個人情報を適正、安全に取り扱うため、役職員のすべてが順守すべき行動基準として本個人情報保護方針を定め、その順守の徹底を図ってまいります。

1 法人は、すべての事業で取り扱う個人情報および役職員等の個人情報に関して、個人情報保護に関する法令、国が定める指針およびその他のガイドライン等の規範を遵守するため、個人情報保護に関する取組みを策定し、適切に運用いたします。

2 法人は、個人情報を取得する場合には、事前に利用目的及び提供の有無を明確にし、本人の同意を得た上で、目的の範囲内において適切に利用し、目的外利用を行わないための措置を講じます。また、利用目的を変更する場合には、変更後の目的が合理的関連性を有する範囲内で行い、本人に通知または公表します。

3 法人は、前項の措置により取得した個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合、および個人情報を第三者に提供する場合には、十分な保護水準を満たした者を選定し、契約等により適切な措置を講じます。また、第三者提供の際には、提供先・提供目的・提供項目・提供日等の記録を作成・保存、外国にある第三者に提供する場合には、提供先国の個人情報保護制度に関する情報を本人に通知し、同意を得た上で提供します。

4 法人は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などのリスクに対して以下の通り合理的な安全対策および是正措置を講じます。以下の各安全管理措置は、個人情報保護委員会ガイドラインに基づく分類です。

（組織的安全管理措置）

個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

（人的安全管理措置）

個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施するとともに、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載し、従業者に規則遵守を励行

させています。

（物理的安全管理措置）

個人データを取り扱うことのできる従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧できないような措置や個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を実施しています。

（技術的安全管理措置）

個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止するとともに、個人データを取り扱う機器を外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。また、ウェブサイト入力フォーム等においては、改ざんや不正送信（WEB スキミング等）の防止措置を講じます。

5 法人は、個人情報保護に関する苦情、ご相談に対し下記窓口で適切に対応いたします。また、個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合には、速やかに個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行い、再発防止策を講じます。

苦情受け付け担当者 各施設園長・理事長

6 法人は、ご本人からの当該個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の要請に対して、規定した手続きに則り、以下窓口で遅滞無く対応いたします。開示等の手続きによりいただく個人情報は当該開示等の回答及び記録の保管以外には利用いたしません。請求時には、本人確認書類の提示をお願いする場合があります。

開示等問合せの担当者 各施設園長

7 法人は、個人情報保護の取組みを継続的に見直し、改善いたします。

令和 2 年4月1日 制定

令和 7 年 10 月1日 改訂

【苦情・ご相談・開示等の請求についての窓口】

社会福祉法人純生喜狛会

理事長 清水弥生

住 所 東京都狛江市駒井町 3-36-1

電 話 090-6181-4101

認可保育所 駒井町みんなの家

住 所 東京都狛江市駒井町 3-36-1

電 話 03-3480-1106

認可保育所 東野川保育園みんなの家

住 所 東京都狛江市東野川 4-9-7

電 話 03-3430-8778

小規模保育 A 型 一の橋赤ちゃん家

住 所 東京都狛江市駒井町 1-15-32

電 話 03-5761-9219

東京都認証保育所 B 型 喜多見こどもの家

住 所 東京都世田谷区喜多見 3-14-6

電 話 03-3749-1079

放課健全育成事業 猪方みんなの家こどもクラブ

住 所 東京都狛江市猪方 2-11-16

電 話 080-6948-8174

最近の投稿

- ・令和 7 年 10 月;重要事項説明書改訂【駒井町みんなの家・東野川保育園みんなの家・一の橋赤ちゃんの家・喜多見こどもの家】
- ・令和7年 9 月:保育料及び副食費の無償化及び在籍児の下子出産に伴う上子の通園可能期間の改正【駒井町みんなの家・東野川保育園みんなの家・一の橋赤ちゃんの家】
- ・令和7年6月:令和 6 年度「モデル賃金」および「財務情報」公表【駒井町みんなの家・東野川保育園みんなの家・一の橋赤ちゃんの家・喜多見こどもの家】
- ・令和7年 3 月:「(仮称)喜多見こどもの家新築工事」の入札結果公表